

防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第12条の5（同令第12条の6において準用する場合を含む。）及び別表第5の2の規定に基づき、期末手当又は勤勉手当の基礎額の加算に関する訓令を次のように定める。

平成2年12月26日

防衛庁長官 石川 要 三

期末手当及び勤勉手当に関する訓令

(平9庁訓41・改称)

改正	平成	3年	12月	24日	防衛庁訓令第37号
	同	6年	6月	24日	同 第38号
	同	6年	8月	25日	同 第44号
	同	7年	3月	31日	同 第31号
	同	8年	5月	11日	同 第36号
	同	9年	4月	1日	同 第24号
	同	9年	6月	30日	同 第30号
	同	9年	12月	10日	同 第41号
	同	10年	3月	25日	同 第12号
	同	10年	4月	9日	同 第21号
	同	10年	4月	24日	同 第33号
	同	10年	12月	2日	同 第46号
	同	11年	3月	30日	同 第20号
	同	12年	3月	24日	同 第30号
	同	13年	1月	6日	同 第2号
	同	13年	3月	30日	同 第50号
	同	13年	6月	8日	同 第65号
	同	14年	3月	29日	同 第33号
	同	15年	3月	28日	同 第26号
	同	15年	3月	31日	同 第43号
	同	16年	10月	28日	同 第77号
	同	17年	7月	29日	同 第63号
	同	18年	3月	31日	同 第63号
	同	18年	7月	28日	同 第83号
	同	19年	1月	5日	同 第1号
	同	19年	3月	30日	防衛省訓令第28号
	同	21年	3月	31日	同 第31号
	同	21年	5月	29日	同 第36号
	同	21年	5月	29日	同 第36号
	同	21年	6月	29日	同 第40号
	同	25年	7月	31日	同 第47号
	同	26年	3月	31日	同 第22号
	同	28年	3月	31日	同 第34号
	同	31年	3月	20日	同 第5号
	令和	元年	7月	19日	同 第17号
	令和	4年	3月	31日	同 第43号
	令和	5年	3月	31日	同 第38号

〔 (特定幹部職員としない職員) 〕  
 第1条 (削る) (平9庁訓41・追加、平10庁訓21・平19庁訓1・一部改正、平19省訓28削除)

(期末手当の基礎額の加算)

**第1条** 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(以下「令」という。)第12条の6第1項第1号に規定する防衛大臣が定める職員は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。)第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日(以下「基準日」という。)現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員にあっては、退職した日又は死亡した日現在。以下同じ。)の経験年数(人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準。以下「規則9-8」という。)第15条の2の規定による経験年数(同条第2項の規定に基づき経験年数の調整を受ける職員にあっては、同項の規定による調整前の経験年数)をいい、次の第1号に掲げる職員にあっては一般職の例によるものをいう。以下この条及び次条において同じ。)が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年数以上である職員とする。

(1) 自衛隊教官俸給表の適用を受ける職員 12年(大学4卒)

(2) 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員 5年(修士課程修了)

(3) 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員 5年(大学6卒)

2 令第12条の6第1項第2号に規定する防衛大臣が定める職員は、基準日現在において行政職俸給表(二)の職務の級3級に引き続き1年以上在職した職員で、次の各号に掲げる職員その他これらに準ずるものとして防衛大臣が内閣総理大臣と協議して別に定める職員とする。

(1) 電話交換手のうち、基準日現在の経験年数が25年(中学卒)以上の職員で数名の電話交換手を直接指揮監督する職員

(2) 規則9-8別表第2行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項第1号(3)、(4)又は(7)に掲げる職員(以下この号において「一般技能職員」という。)のうち、基準日現在の経験年数が25年(中学卒)以上の職員で数名の一般技能職員を直接指揮監督する職員

(3) 規則9-8別表第2行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第2項各号に掲げる職員(以下この号において「自動車運転手等」という。)のうち、基準日現在の経験年数が自動車運転等の免許取得後20年以上の職員で数名の自動車運転手等を直接指揮監督する職員

(4) 規則9-8別表第2行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項第2号に規定する労務職員(甲)の区分に属する職員のうち、基準日現在の経験年数が30年(中学卒)以上の職員で相当数の守衛等を直接指揮監督する職員

(5) 規則9-8別表第2行政職俸給表(二)初任給基準表の備考第1項第3号に規定する労務職員(乙)の区分に属する職員のうち、基準日現在の経験年数が40年(中学卒)以上の職員又は基準日現在の経験年数が40年(中学卒)未満の職員で職員となった日から基準日までの引き続いた在職期間が20年以上の職員

3 令第12条の6第1項第3号に規定する防衛大臣が定める職員は、基準日現在の経験年数が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年数以上である職員とする。

(1) 研究職俸給表の適用を受ける職員 5年(修士課程修了)

(2) 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員 15年(短大3卒)

(3) 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員 15年(短大3卒)

4 令第12条の6第1項第4号に規定する防衛大臣が定める職員は、自衛官となった日から基準日までの引き続いた在職期間が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める年数以上である職員とする。

(1) 2等陸尉、2等海尉又は2等空尉の自衛官 3年

(2) 3等陸尉、3等海尉又は3等空尉の自衛官 5年

(3) 准陸尉以下2等陸曹以上、准海尉以下2等海曹以上又は准空尉以下2等空曹以上の自衛官 12年

(平3庁訓37・平6庁訓44・平9庁訓30・一部改正、平9庁訓41・旧第1条線下・一部改正、平16庁訓77・一部改正、平17庁訓63・平18庁訓63・平19庁訓1・一部改正、平19省訓28・旧第2条線上・一部改正・平成21年省訓40・平28省訓34・一部改正・令元省訓17・一部改正・令5省訓38・一部改正)

**第2条** 令別表第8自衛隊教官俸給表の項に規定する職務の級が1級の職員のうち防衛大臣の定める職員は、基準日現在の経験年数が30年(大学4卒)以上の職員とする。

2 令別表第8研究職俸給表の項に規定する防衛大臣の定める職員は、俸給の特別調整額に係る種別

の区分が1種又は2種の官職を占める職員若しくはこれに相当する職員として防衛大臣が指定する職員とする。

3 令別表第8自衛官俸給表の項に規定する防衛大臣の定める者は、自衛官となった日から基準日までの引き続いた在職期間が9年未満の自衛官とする。

(平9庁訓41・旧第2条繰下、平13庁訓2・平16庁訓77・平18庁訓83・平19庁訓1・一部改正、平19省訓28・旧第3条繰上・一部改正)

**第3条** 前2条の規定中括弧書を付して示される年数は、括弧書中に規定する学歴免許等の資格(規則9-8の規定の適用に係る学歴免許等の資格をいい、以下この条において「基準となる学歴」という。)を有する者に係る年数を表すものとし、基準となる学歴以外の学歴免許等の資格を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数をその者に係る年数とする。

(1) 規則9-8第14条第1項の表の上欄に掲げる基準となる学歴免許等の資格に対応する同表の下欄に定める数となる年数に、その者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する規則9-8別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数を減じた年数(以下この条において「調整年数」という。)が正となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数から調整年数を減じた年数

(2) 調整年数が零となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数

(3) 調整年数が負となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数に調整年数を加えた年数

(平9庁訓41・旧第3条繰下、平19省訓28・旧第4条繰上・平成21年省訓40・一部改正)

**第4条** 令第12条の6第3項第2号の防衛大臣の定める官職は別表に掲げる官職とする。

2 令第12条の6第4項第4号の防衛大臣の定める職員は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号)第7条第1項の俸給表の適用を受ける職員にあっては同表の6号俸による額以上の俸給月額を受ける職員とし、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成9年法律第65号)第6条第1項の俸給表の適用を受ける職員にあっては同表の6号俸による額以上の俸給月額を受ける職員とする。

(平6庁訓38・一部改正、平9庁訓41・旧第4条繰下・一部改正、平10庁訓21・平10庁訓33・平13庁訓2・平13庁訓65・平18庁訓83・平19庁訓1・一部改正、平19省訓28・旧第5条繰上、平成21年省訓31・平成21年省訓36・一部改正)

(勤勉手当の基礎額の加算)

**第5条** 第1条から前条までの規定は、令第12条の7の規定により令第12条の6の規定が準用される勤勉手当の基礎額の加算について準用する。

(平9庁訓41・旧第5条繰下・一部改正、平19省訓28・旧第6条繰上、平28省訓34・一部改正)

#### 附 則 (抄)

1 この訓令は、平成2年12月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 平成4年3月31日までの間に行政職俸給表(二)の職務の級が3級となった職員に対する第1条第4項の規定の適用については、同項第1号中「ア及びイ」とあるのは「ア」とする。

3 防衛庁職員給与施行細則(昭和30年防衛庁訓令第52号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

#### 別表 (第4条関係)

(平6庁訓38・平7庁訓31・平8庁訓36・平9庁訓24・平9庁訓41・平10庁訓12・平10庁訓21・平10庁訓46・平11庁訓20・平12庁訓30・平13庁訓50・平14庁訓33・平15庁訓26・平15庁訓43・平18庁訓83・平19省訓28・平25省訓47・平26省訓22・平31省訓5・令4省訓43・一部改正)

区 分	官 職
防衛医科大学校	薬剤部長

	看護部長
陸上自衛隊	女性自衛官教育隊長 冬季戦技教育隊長 中央音楽隊長 東北方面警務隊長 中部方面警務隊長
海上自衛隊	横須賀基地業務隊司令 余市防備隊司令 呉造修補給所貯油所長 学校の副校長
共同機関	自衛隊中央病院看護部長 自衛隊地方協力本部の副本部長

**附 則**（平成3年12月24日庁訓第37号）（抄）

- 1 この訓令中第1条及び第2条の規定は平成3年12月24日から、第3条から第6条までの規定は平成4年1月1日から施行する。

**附 則**（平成6年6月24日庁訓第38号）

この訓令は、平成6年6月24日から施行し、改正後の期末手当又は勤勉手当の基礎額の加算に関する訓令の規定は、同年4月1日から適用する。

**附 則**（平成6年8月25日庁訓第44号）

この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

**附 則**（平成7年3月31日庁訓第31号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**（平成8年5月11日庁訓第36号）

この訓令は、平成8年5月11日から施行する。

**附 則**（平成9年4月1日庁訓第24号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**（平成9年6月30日庁訓第30号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

**附 則**（平成9年12月10日庁訓第41号）（抄）

- 1 この訓令は、平成9年12月10日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成10年1月1日から施行する。

**附 則**（平成10年3月25日庁訓第12号）（抄）

- 1 この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

**附 則**（平成10年4月9日庁訓第21号）

この訓令は、平成10年4月9日から施行し、改正後の期末手当及び勤勉手当に関する訓令別表の規定は、同年4月1日から適用する。

**附 則**（平成10年4月24日庁訓第33号）

この訓令は、平成10年4月24日から施行する。

**附 則**（平成10年12月2日庁訓第46号）

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

**附 則**（平成11年3月30日庁訓第20号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成12年3月24日庁訓第30号）

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日庁訓第50号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月8日庁訓第65号）

- 1 この訓令は、平成13年6月8日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の自衛隊員の再就職手続等に関する訓令（平成12年防衛庁訓令第78号）第7条第4号を適用する場合において、平成17年6月30日までの間は、締結又は適用された契約の額が確定できない場合には、同訓令附則第2項により別に定められた額によることができる。

附 則（平成14年3月29日庁訓第33号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日庁訓第26号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日庁訓第43号）

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月28日庁訓第77号）

この訓令は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年7月29日庁訓第63号）

この訓令は、平成17年7月29日から施行する。

附 則（平成18年3月31日庁訓第63号）（抄）

（施行期日）

- 第1条 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月30日省訓第28号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

【防衛省職員給与簿規則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成21年3月31日省訓第31号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条中目次（「第27条の10 船舶検査等手当」を「第27条の10 海上警備等手当」に改める部分に限る。）及び第27条の10の改正規定は、同年3月31日から施行し、同年3月13日から適用する。

【防衛省職員給与簿規則及び期末手当及び勤勉手当に関する訓令の一部を改正する訓令】

附 則（平成21年5月29日省訓第36号）

この訓令は、平成21年5月29日から施行する。

【幹部自衛官の候補者の俸給月額に関する訓令等の一部を改正する訓令】

附 則（平成21年6月29日省訓第40号）

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成25年7月31日省訓第47号）

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成26年3月31日省訓第22号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則（平成28年3月31日省訓第34号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則 (平成31年3月20日省訓第5号) (抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成31年3月26日から施行する。

【俸給支給機関の指定等に関する訓令及び期末手当及び勤勉手当に関する訓令の一部を改正する訓令】

附 則 (令和元年7月19日省訓第17号)

この訓令は、令和元年9月14日から施行する。

【防衛省職員給与施行細則等の一部を改正する訓令】

附 則 (令和4年3月31日省訓第43号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日省訓第38号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。